

アクリル板等設置支援金(感染防止対策)



令和3年5月

大阪府 HP より

大阪府飲食店等感染症対策備品設置支援金のご案内

◆ 概要

新型コロナウイルス感染症の感染の拡大を防止するため、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる施設において、必要な備品を設置した事業者を対象に支援金を支給します。

◆ 対象・支給内容

対象施設	府内の飲食店・遊興施設のうち、食衛生法上の飲食店営業許可、又は喫茶店営業許可を受けている店舗（持ち帰り専門店、デリバリー専門店等を除く） ※ 休業や営業時間短縮等の要請を受けていない施設も対象となります
対象となる備品	令和2年4月7日から申請日までの間に購入・設置した備品 ・満席または向かい合う人との飛沫感染防止のためのアクリル板等のパーテーション ・施設の換気状況を把握するためのCO2センサー（1店舗あたり上限3個）

概要

大阪府は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる施設において、必要な備品を設置した事業者を対象に支援金を創設しました。

事業名:大阪府飲食店等感染症対策備品設置支援金

* 休業や営業時間短縮等の要請を受けていない施設も対象となります。

対象となる備品:令和2年4月7日～申請日までに購入・設置した備品

(アクリル板等のパーテーション・CO2センサー)

申請受付期間:令和3年5月20日(木)～7月30日(金)

申請方法:パソコン・スマートフォンで申請。

詳しくは大阪府のホームページをご覧ください。

取り組み

公明党府議団は令和3年4月1日、吉村洋文知事に新型コロナウイルス感染症に関する緊急要望を行いました。

公明党の要望項目

飲食店等の感染防止対策(アクリル板やCO2センサーの設置等)を促進するため支援制度を創設すること。